

○広島修道大学学術リポジトリ管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運営について必要事項を定める。

(設置)

第2条 本学における教育、研究活動等の学術的成果物を電子化した資料（以下「学術電子資料」という。）を収集、蓄積、保存し、ネットワークを通じて公開することを目的として、本学図書館にリポジトリを設置する。

(管理責任)

第3条 リポジトリの管理運営を行うため、管理責任者を置き、図書館長をもって充てる。

(管理運営)

第4条 リポジトリの管理運営に関する事項は、図書館長、図書館事務部長、図書館次長及び図書課長で協議する。

(公開する学術電子資料)

第5条 リポジトリに公開する学術電子資料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
- (2) 博士論文の全文又は博士論文の内容の要約
- (3) ひろしま未来協創センターが発行者となる論集
- (4) 競争的研究費による学術論文及び根拠データで公開が求められるデータ
- (5) 修大論叢（本学大学院生による研究論文集）
- (6) 修士論文又は修士論文の内容の要旨

(公開方法)

第6条 公開する学術電子資料は、次の各号の手続きによる。

- (1) 学術電子資料を複製し書誌情報を付与のうえ公開する。
- (2) 安定的かつ円滑な利用環境の保持とセキュリティの確保を図るため、リポジトリに公開するうえで必要な場合のみ複製及び媒体の変換を行い、バックアップファイルを作成する。

(著作権の帰属)

第7条 リポジトリとして形成された書誌情報の著作権は、本学に帰属する。ただし、公開された学術電子資料の著作権には影響が及ぶものではない。

(学術電子資料の非公開・削除)

第8条 管理責任者は、次のいずれかに該当するときは、公開された学術電子資料を非公開又は削除することができる。

- (1) 公開を義務付けられている以外の当該学術電子資料について、その著作者から非公開又は削除の申請があった場合
- (2) 当該学術電子資料が研究不正による成果であることが明らかとなった場合
- (3) 当該学術電子資料の内容が公序良俗に反する、あるいは著しく不適切である等公開に不適切であると第4条における協議において判断された場合

(免責事項)

第9条 公開された学術電子資料の内容に関する責任は、当該著作者が負うものとする。

2 本学は、公開された学術電子資料を利用することによって生じた利用者のいかなる損害、不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(担当部局)

第10条 この規程に関する事務は、図書課が担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2012年12月6日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規程は、2014年1月9日に第4条及び第5条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2021年11月10日に第2条、第4条、第5条、第10条及び第11条を改正し、2022年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2024年12月11日に第5条、第6条及び第8条（見出しを含む。）を改正し、2025年4月1日から施行する。